



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
秋田労働局

Press Release

報道関係者 各位

平成 30 年 11 月 27 日

【照会先】

秋田労働局 労働基準部 監督課

主任監察監督官 佐々木 一 幸

監督 係 竿尾 浩志

電話 018 - 862 - 6682

過労死等防止対策推進シンポジウム（秋田会場）を開催します ～ 毎年 11 月は「過労死等防止啓発月間」です ～

秋田労働局（局長 佐藤俊彦）では、「過労死等防止対策推進シンポジウム」への参加を呼び掛けています。

過労死等防止対策推進法では、毎年 11 月を「過労死等防止啓発月間」と定め、この月間に合わせて毎年、厚生労働省では「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催しております。秋田県では、12 月 7 日（金）に開催することとしています。

秋田県内の企業では、高齢化や人口減少等による人手不足により、特定の働く人に業務が偏り、過重労働になりやすい傾向にあります。そのため、過重労働防止対策の必要性や重要性が高い労働環境となっていますので、広く県民の皆様に参加して頂きたいと思えます。

なお、シンポジウムへの参加は無料となっておりますので、経営者のみならず、働く人やそのご家族、労働組合関係者などどなたでも参加することができます。

ふるってご参加くださいますようお願いいたします。

記

過労死等防止対策推進シンポジウム

日 時 平成 30 年 12 月 7 日（金） 14 時 00 分～16 時 00 分

場 所 秋田市にぎわい交流館 A U（あう）多目的ホール
（秋田市中通 1 丁目 4 番 1 号）

プログラム

【基調講演】 「過労死等防止対策の留意点について～産保センター相談員の立場から～」

【施策説明】 秋田労働局

【取組事例報告】 北日本コンピューターサービス株式会社

【遺族からの声】 「放送局記者過労死遺族からの訴え」

過労死等防止対策推進シンポジウムに係るホームページ

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

（参考）

「過労死等」とは…業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。